

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
18	補助金、交付金等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。				全
		2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。	2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。				全
		3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。	3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。				全
19	自治会・行政連絡機構の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		2. 区長の業務のうち、野尻町の文書送達業務は、廃止する。	2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。			調整内容中「2町」を「野尻町」に変更する。	4
		3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。	4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。				4
20	町名・字名の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。				2
		2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付し、別紙3(P73)のとおりとする。	2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付し、別紙3のとおりとする。			調整内容中「高原町及び」、「それぞれ「高原町」」を削除する。	2
		3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。	3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。				2
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、野尻町の制定項目は、培ってきた植樹等の活動を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。			調整内容中「2町」を「野尻町」、「植樹や保護活動等」を「植樹等の活動」にそれぞれ変更する。	2
		3.市章については、小林市のとおりとする。	3.市章については、小林市のとおりとする。				3
		4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市の市民からの公募等により制定する。	4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。				3
		5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。	5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。			調整内容中「高原町、」を削除する。	3
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				3
		2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				7
		3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。	3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。				11
		4.葬祭費については、野尻町の制度を適用する。	4.葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	11
		5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。	5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。				11
		6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、野尻町の制度等に統一する。	6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度等に統一する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	12
		7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。	7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。				13
		8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。	8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。				13